

全国社会就労センター協議会「令和6年度永年勤続表彰」  
関係様式集

【掲載内容】

推薦書	1
推薦書記入例	2
全国社会就労センター協議会 表彰規程	3
※ 推薦書はこちらをコピーしてお使いください。なお、推薦書のデータは本会ホームページからダウンロード可能です。	
【全国セルフ協 HP】 <a href="https://www.selp.or.jp/news/249">https://www.selp.or.jp/news/249</a>	



## 全国社会就労センター協議会 令和6年度永年勤続表彰候補者推薦書

推薦者氏名  
(都道府県社協/  
セルフ協代表者)

印

(令和6年4月1日現在)

(※1)

ふりがな			勤続年数 (令和6年 4月1日現在)	(通算20年以上) 年 月			
氏名				* 社会就労センター(セルフ)以外の勤務期間 は 1/2換算でご記入ください			
職名							
法人名							
施設・事業所名							
施設・事業所 所在地	〒		TEL:	FAX:			
施設・事業所 代表者	(氏名)		(職名)				
担当者(本件 の問合せ先)	(担当者名)		TEL:	FAX:			
職歴 の 大要	就任(職)年月日 【西暦】	退任(職)年月日 【西暦】	勤続年数(※2)	施設種別(※3)	法人名	施設名	役職
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	セルフ・セルフ以外			
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	セルフ・セルフ以外			
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	セルフ・セルフ以外			
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	セルフ・セルフ以外			
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	セルフ・セルフ以外			
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	セルフ・セルフ以外			
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	セルフ・セルフ以外			
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	セルフ・セルフ以外			
		現在に至る					
(通算合計)			年 月				
受賞者一覧への 掲載可否	<input type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 不可	※ご受賞が決定した場合、総合研究大会参加者、セルフ協関係者に配布するための 「受賞者一覧(冊子)」を作成します。当該冊子への掲載可否をチェックしてください。				
参考 事項							

(※1) 推薦者(都道府県社協もしくはセルフ協代表者)氏名と公印の捺印については、推薦書のすべてではなく別紙(例:「全国社会就労センター協議会  
永年勤続表彰候補者の推薦について」)を作成いただき、そこに推薦者氏名の記入と公印の捺印をいただく形式でも構いません。

(※2) 「セルフ以外」であればその期間は1/2に換算してください(例:2年4ヶ月⇒1年2ヶ月と記入)。

(※3) 施設種別にはどちらかに必ず○を付けてください。「セルフ」は、障害者総合支援法下の就労系事業(就労継続支援A型・B型、就労移行支援、  
就労定着支援、生産活動あり生活介護、地域活動支援センター)、生保・社会事業授産施設、旧体系下の授産施設(入所・通所)・福祉工場等を指します。

推薦者氏名(法人理事長)

印

# 記入例

とりまとめを行う組織が記入します。

No.

## 全国社会就労センター協議会 令和6年度永年勤続表彰候補者推薦書

とりまとめを行う組織が記入します。

推薦者氏名  
(都道府県社協/  
セルフ協代表者)  
(※1)

★★ ★★

公印

印

(令和6年4月1日現在)

ふりがな	〇〇 〇〇	氏名	〇〇 〇〇	勤続年数 (令和6年 4月1日現在)	(通算20年以上) <b>28年 6ヶ月</b> * 社会就労センター(セルフ)以外の勤務期 間は 1/2換算でご記入ください		
職名	サービス管理責任者						
法人名	社会福祉法人〇〇の里						
施設・事業所名	社会就労センター△△						
施設・事業所 所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇-〇						
施設代 担当 の問合先)	TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇						
職歴 の 大要	就任(職)年月日 【西暦】	退任(職)年月日 【西暦】	勤続年数(※2)	施設種別(※3)	法人名	施設名	役職
	1987年4月1日	1997年3月31日	5年0ヶ月	セルフ・セルフ以外	(福)〇〇福祉会	〇〇園	
	1997年4月1日	2008年9月末日	11年6ヶ月	セルフ・セルフ以外	〃	障害者就労支援施設〇〇	就労支援員
	2013年4月1日	2024年3月31日	12年0ヶ月	セルフ・セルフ以外	(福)△△の里	社会就労センター△△	サービス管理責任者
	年月日	年月日	年 月 日	セルフ・セルフ以外			
	直近の勤続年数の算定期間は令和6年3月末日までの期間です。		全国セルフ協会事業所ではなくても、セルフ(※3)の事業所に勤務していれば勤続年数に含めることができます。 ※但し、現所属が全国セルフ協の会員施設であることが必要です。		役職が複数の場合は、上位、または、主な役職をご記入ください。同事業所内での役職の変更の履歴についてのご記入は不要です。		
	年月日		年月日				
年月日		年月日					
年月日		年月日					
		現在に至る					
(通算合計)28年 6ヶ月							
受賞者一覧への 掲載可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	※ご受賞が決定した場合、総合研究大会参加者、セルフ協関係者に配布するための「受賞者一覧(冊子)」を作成します。当該冊子への掲載可否をチェックしてください。					

- 参考事項
- (※1) 推薦者氏名と公印の捺印については、推薦書のすべてではなく別紙(例:「全国社会就労センター協議会永年勤続表彰候補者推薦書」)を作成いただき、そこに推薦者氏名の記入と公印の捺印をいただく形式でも構いません。
- (※2) 「セルフ」以外の勤務期間は1/2換算してください。(例:2年4ヶ月⇒1年2ヶ月と記入)
- (※3) 施設種別にはどちらかに必ず〇を付けてください。「セルフ」は、障害者総合支援法下の就労系事業(就労継続支援A型・B型、就労移行支援、就労定着支援、生産活動あり生活介護、地域活動支援センター)、生保・社会事業授産施設、旧体系下の授産施設(入所・通所)・福祉工場等を指します。

公印

推薦者氏名(法人理事長)

〇〇 〇〇

印

## 全国社会就労センター協議会 表彰規程

### (趣 旨)

第1条 本協議会運営内規第2条の2に掲げる社会就労センターの職員で社会就労事業の発展に寄与し、その功績が顕著な者に対し本会会長（以下「会長」という。）が表彰を行う。

### (表彰の方法)

第2条 この規程による表彰は毎年行う。表彰は全国大会の際に行う。

### (表彰の対象)

第3条 会長が表彰する者は、第1条に規定する趣旨に基づき、社会就労センター（多機能型事業所における運営内規第2条の2（※1）に掲げられている事業以外の事業および施設入所支援事業、共同生活援助事業を含む）の職員として表彰を受ける当該年度の4月1日現在、現職にあって、通算20年以上の勤続者で功績顕著な者を対象とする。なお、勤続年数の算定については、就職した日から、表彰式を執り行う前年度末日までの期間とする。

但し、社会就労センターを経営する法人における社会就労センター以外の勤務期間と通算することができるものとし、その場合にあっては、社会就労センターにおける勤務年数が10年以上である者とする。但し、社会就労センター以外の勤務年数を通算する場合には、2分の1に換算する。また、その在職期間が中絶されている場合及び2以上の事業所におよぶ場合であってもこれを通算する。

### (表彰対象の制限) (※2)

第4条 上記3条に該当する者であっても、既に全国段階の表彰および褒章叙勲を受けた者はこれを表彰しない。

### (候補者の推せんの方法)

第5条 候補者の推せんについては、候補者が所属する法人理事長が、この規程に定める表彰に該当する者を候補者として各都道府県社会福祉協議会または各都道府県社協社会就労センター部に推せんし、各都道府県社会福祉協議会または各都道府県社協社会就労センター部はその推せんをもとに候補者を会長に推せんする。

### (審査)

第6条 本会総務・財政・広報委員会において、各都道府県社会福祉協議会等からの推せん書により功績審査を行い、常任協議員会で決定する。

2. 総務・財政・広報委員会は、第3条に定める表彰の対象の判断に審議を要する場合、その実情を踏まえて審査を行うものとする。

[附 則]

1. この規程は、昭和 58 年 5 月 18 日から施行する。
2. 昭和 62 年 4 月 21 日一部改正
3. 平成 7 年 6 月 21 日一部改正
4. 平成 12 年 3 月 31 日一部改正
5. 平成 13 年 4 月 1 日一部改正
6. 平成 20 年 2 月 27 日一部改正
7. 平成 21 年 5 月 11 日一部改正
8. 平成 26 年 2 月 28 日一部改正・施行
9. 令和 4 年 2 月 25 日一部改正・施行

(※1)

**参 考** 全国社会就労センター協議会運営内規 (抜粋)

(目 的)

第 2 条 この協議会は社会就労センターの事業の発展を期するため、全国的連絡調整を行うとともに事業に関する調査・研究・協議を行い、かつ実践をはかることを目的とする。

2. 「社会就労センター」とは、社会経済活動を行っている社会福祉施設・事業所で、働く意欲がありながら障害等の理由により一般就労が困難な人々および一般就労を希望する人々が利用する下記のところをいう。
  - ・ 生活保護授産施設、社会事業授産施設（基準該当就労継続支援 B 型事業を含む）。
  - ・ 次の事業を運営する障害福祉サービス事業所、障害者支援施設。  
就労継続支援 A 型事業、就労継続支援 B 型事業、就労移行支援事業、就労定着支援事業、生産活動を行う生活介護事業、地域活動支援センター。

(附 則)

27. 令和 5 年 3 月 7 日一部改正

(※2)

規程上は明記しておりませんが、すでに「全国社会就労センター協議会 永年勤続表彰」（前身の「全国授産施設協議会 永年勤続表彰」含む）の受彰実績のある方は対象外となります。